

資料7-2. (仮称) 第3次寒川町環境基本計画の取り組みの位置付けイメージ

(仮称) 第3次寒川町環境基本計画に位置付けられる取り組みの内容は以下のイメージを想定しています。なお、具体的な取り組みの検討は、これからの作業となるため、必要に応じて適宜修正をする可能性があります。

また、第2次計画で位置付けられていた「参加と協働」にあたる取り組みは、目的を達成する手段のひとつとして、各目的に応じた参加、協働の手段をそれぞれの目標の中で位置付けます。

【基本目標1】健康で安全なまちを形成します

1-1 空気と水をきれいにする

- 大気環境の保全

⇒典型七公害のうちの大気汚染に係る取り組みを位置付けます。

- 水質環境の保全

⇒典型七公害のうちの水質汚濁（地下水汚染を含む）に係る取り組みを位置付けます。

1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する

- 騒音・振動の防止

⇒典型七公害のうち騒音、振動に係る取り組みを位置付けます。

- 悪臭の防止

⇒典型七公害のうち悪臭に係る取り組みを位置付けます。

1-3 その他の生活環境対策を推進する

- 土壌汚染、地盤沈下の防止

⇒典型七公害のうち土壌汚染、地盤沈下に係る取り組みを位置付けます。

- その他、生活環境対策（←必要とされる場合に位置付けます）

⇒化学物質（ダイオキシン類、PRTRなど）に係る取り組みを位置付けます。

⇒災害などに起因する放射性物質等に係る取り組みを位置付けます。

【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

2-1 農地の多面的機能を大切に、保全、活用する

- 農地の保全

⇒町の貴重な自然資源となる農地の保全、活用対策に係る取り組みを位置付けます。

2-2 生き物と生育・生息空間を保全し、生物多様性を確保する

- 動植物の保全と生育・生息環境の保全

⇒まちの自然環境、生態系の保全に係る取り組みを位置付けます。

2-3 自然とともに育まれた歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

- 歴史・文化環境の保全

⇒歴史や文化の保全に係る取り組みを位置付けます。

【基本目標 3】 低炭素を基調とするまちをつくります

3-1 省エネルギーを推進する

- 省エネルギーの推進

⇒ソフト・ハード面を含めた省エネルギー対策に係る取り組みを位置付けます。

3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する

- 再生可能エネルギー利用の推進

⇒太陽光発電の推進やその他エネルギー高度利用等の取り組みを位置付けます。

3-4 低炭素な都市づくりを進める

- 都市における省エネルギー・創エネルギー対策の推進

⇒都市づくりにおける省エネルギー、創エネルギーに係る取り組みを位置付けます。

3-5 地球温暖化の影響に適応したまちをつくる

- 気候変動適応策の推進

⇒災害対策、熱中症対策、河川整備、雨水貯留対策などの取り組みを位置付けます。

※他に位置付けられた取り組みの再掲が想定されます。

【基本目標 4】 資源が循環する仕組みを構築します

4-1 リフューズ・リデュースを推進する

- リフューズ・リデュースの推進

⇒寒川町一般廃棄物処理基本計画で示されているリフューズ・リデュースに係る取り組みを位置付けます。

4-2 リユース・リサイクルを推進する

- リユース・リサイクルの推進

⇒寒川町一般廃棄物処理基本計画で示されているリユース・リサイクルに係る取り組みを位置付けます。

4-3 ごみの適正管理・適正処理を推進する

- ごみの適正管理・適正処理の推進

⇒寒川町一般廃棄物処理基本計画で示されているごみの適正管理・適正処理に係る取り組みを位置付けます。

4-4 水が循環するまちをつくる

- 水循環の推進

⇒湧水地の保全や雨水貯留、水浸透などに係る取り組みを位置付けます。

【基本目標 5】 快適で住みやすい都市環境を構築します

5-1 都市の中の水辺や緑を創出する

- 都市の中の水辺や緑の創出の推進

⇒公園、緑化施策、都市の中の水辺の創出などに係る取り組みを位置付けます。

5-2 交通やインフラが整備され、景観等の環境に配慮したまちをつくる

- 交通環境やインフラ等の整備

⇒公共交通の推進や、道路等のインフラ整備に係る取り組みを位置付けます。

●景観の保全

⇒景観保全や形成などに係る取り組みを位置付けます。